

カンボジア王国
国民、信仰、国王 (Nation Religion King)

カンボジア王国
第 17ANK/BK 号

カンボジア王国
州－特別市投資小委員会の設立に関する政令
(Sub-Decree on Investment of the Provinces-Municipalities)
王国政府

以下の事項の考慮を経たものである。

- カンボジア王国憲法
- 国家機関の機能正常化のための追加憲法の発布に関する 2004 年 7 月 13 日付王国法第 NS/RKM/0704/001 号
- カンボジア王国政府の任命に関する 2004 年 7 月 15 日付勅令第 NS/RTK/0704/124 号
- 閣僚評議会の組織および機能に関する法の発布に関する 1994 年 7 月 20 日付王国法第 02/NS/94 号
- カンボジア王国の投資法の発布に関する 1994 年 8 月 5 日付王国法第 03/NS/94 号、およびカンボジア王国投資法改正法の発布に関する 2003 年 3 月 24 日付王国法第 NS/RKM/0303/009 号
- カンボジア開発評議会の組織および機能に関する 2001 年 7 月 27 日付政令第 70 ANKr.BK 号
- カンボジア王国投資法の実施に関する 1997 年 12 月 29 日付政令第 88/ANK/BK 号、および 1999 年 6 月 11 日付改正政令第 53/ANK/BK 号および 2001 年 12 月 26 日付改正政令第 130/ANK/BK 号のそれぞれへの言及
- 全州および特別市における民間部門からの投資誘致に関する王国政府の政策への言及
- カンボジア開発評議会による要求への言及

以下の通り決定する

第1条：

-----として知られる-----に投資案を適格投資プロジェクト「QIP」として登録する仕組みを設立するため、投資小委員会（Investment Sub-Committee）は、以下より構成される。

1. 州知事	議長
2. CDC/CIB の代表者	常任副議長
3. 第一州副知事	副議長
4. 第二州副知事	副議長
5. 経済財務部長	委員
6. 商業部長	委員
7. 鉱工業エネルギー部長	委員
8. 公共事業・運輸部長	委員
9. 環境部長	委員
10. 国土整備・都市化・建設部長	委員
11. 農業水産部長	委員
12. 計画部長	委員
13. 水資源・気象部長	委員
14. 觀光部長	委員
15. 郵便電気通信部長	委員
16. -----商工会議所の代表者	オブザーバー
17. 事務局(Secretariats)の代表者	書記官

上記委員はすべて、議長または議長の欠席の際には副議長が召集する会議に出席するものとする。

-----投資小委員会の委員ではない州部の地区の知事はすべて、その該当する事例に応じて、会議に招かれる場合がある。

第2条：

-----投資小委員会は、-----投資小委員会の常任副議長の議長職に基づき、事務局に日常作業を行わせるものとする。

-----投資小委員会は、その日常業務用に別途の印章を公式に用いる権利を有するものとする。

第3条：

-----投資小委員会は、新会社を QIP として登録することに関連して、カンボジア王国の投資法および規則に従って、2,000,000（2 百万）米ドル未満の投資資本(Investment Capital)で、その役割

および職務を履行するものとする。

第 4 条 :

-----投資小委員会は、CDC/CIB への登録の時点で、輸入に関する優遇措置の審査および提供のために、投資者に登録済み QIP に関する文書を提出するものとする。

第 5 条 :

すべての関係省および機関は、省もしくは機関に代わって許可、免許、承認を発行することに関して行なう処理および手続に関するすべての規則を説明して、その州レベルの下部機関に決定権を委任するものとする。

第 6 条 :

以下に言及する投資プロジェクトは、-----投資小委員会の登録の対象とならず、CDC/CIB による登録に従うものとする。

1. 2,000,000 (2 百万) 米ドルを超える資本の投資
2. 少なくとも 2 つの州 - 特別市の管轄に属している投資プロジェクト
3. 特別経済区 (SEZ) に位置する投資プロジェクト

第 7 条 :

投資プロジェクトを登録し、投資優遇措置を提供するための-----投資小委員会の手続は、以下の通りとする。

- 州における投資に関するワンストップサービスとなること
- CDC/CIB で実施するに場合と同様に、投資に関する法規の適用に基づく所定の手續を遵守すること

第 8 条 :

1994 年 8 月 5 日付 Preach Reach Kram 第 03/NS/94 号および関連政令により発布された投資法に基づき認可される投資はすべて、QIP とみなされる。ただし、投資者が、カンボジア王国の投資法改正法の実施に関する政令に規定する手續に従い、すべての申請書を完備していることを条件とする。

第 9 条 :

- CDC は、小委員会が円滑かつ効果的に機能するよう、実務に関する規則を発行し、また-----投資小委員会に専門訓練を提供するものとする。
- -----投資小委員会は、CDC/CIB が王国政府に報告を行なうために必要な基本書類を入手できるよう、CDC/CIB に毎月報告を行なうものとする。

第 10 条：

CDC の共同議長、閣僚評議会担当大臣、内務共同大臣、経済財務大臣、商業大臣、鉱工業エネルギー大臣、公共事業・運輸大臣、環境大臣、国土整備・都市化・建設大臣、農林水産大臣、計画大臣、気象大臣、観光大臣、郵便電気通信大臣、関係省の各大臣、-----知事、州知事／特別市知事、機関／団体ならびに第 1 条に記載するすべての構成機関の長は、その署名日より本政令を有効に施行する。

プノンペン、2005 年 2 月 9 日

首相
署名および印

Hun Sen)

上級大臣により

サムデク (Samdech) 首相に通知された。

経済財務大臣

CDC 第一副議長

Keat Chhon

写し送付先：

- 王宮省 (Ministry of Royal Palace)
 - 上院事務局長 (General Secretary of the Senate)
 - 国民議会事務局長 (General Secretary of the National Assembly)
 - サムデク (Samdech) 首相内閣、「共同議長」
 - 第 10 条に「施行のために」と記載した者
 - 公文書保管所および記録所
- (脚注を参照)

***本政令は、カンボジア王国の 24 の各州および特別市について投資小委員会を設立するために採択された。